

## 令和4年度第2回国立市福祉有償運送運営協議会

令和4年7月22日

【馬場副会長】 それでは、後藤会長が出席できないということで、副会長の私が今回進行を務めさせていただきます。

では、最初に本日の委員の出席状況について事務局よりお願いいたします。

【事務局】 事務局の浪越です。座って説明をさせていただきます。事務局より、会議の成立について御報告いたします。設置要綱の第6条第2項の規定によりまして、運営協議会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっております。本日は、委員の皆様が6名、代理出席者の方が1名、合計7名という形で、さくらさんはまだ来ていないんですけども、御出席いただいております。過半数に達しておりますので、会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。昨今、コロナの第7波に入ったと思われるさなかで御出席いただきましたこと、深くお礼申し上げます。感染予防対策を講じて、皆様の間隔もちょっと空けてはいるんですけども、本日、承認事項の多い会議になりますので、早めに1時間程度の会議にしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

【馬場副会長】 ありがとうございます。それでは、次に、配付されております資料の確認と会議運営上の確認事項につきまして、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 では、資料の確認をさせていただきます。まず1枚目としましては、一番上に「協議会次第」と書かれている資料、A4判のものになります。続きまして、資料2といたしまして、東京自立支援センター更新申請要件確認表と、もう1枚、「事前調査」と書かれているA4判のものになります。

続きまして、資料2といたしまして、くにたちさくら会登録内容変更確認表、こちらが入っております、A3の資料になります。

続きまして、資料3といたしまして、福祉有償運送新規登録申請団体要件確認表、こちらが国立あおやぎ会さんのものになります。こちらと併せまして、事前調査表というものも入れさせていただきます。

続きまして、資料4といたしまして、幹福社会さんの福祉有償運送新規登録団体要件確認表、続きまして、添付資料としまして事前調査表になります。

資料5番といたしまして、「安全運行のために」というところで書いてあります資料、こちらが車両点検及び点呼ですとかそういったもののひな形になっております。

続きまして、資料6といたしまして、福祉型車両、セダン型車両の調査結果という形になっております。

最後に資料7といたしまして、国立市福祉交通事業者登録車両数という形をまとめたものになっております。

以上、本日、当日資料としてお配りしました。過不足がございましたら挙手をお願いいたします。

**【傍聴者】** なくていいの？

**【事務局】** 傍聴者の方は、御自身の団体のものしか配っておりません。

続きまして、会議を開催するに当たっての会議運営上の確認事項について御報告いたします。

設置要綱第6条第5項の規定によりまして、運営協議会は原則公開となっております、公開用の発言委員の名前入りの会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は氏名を述べてからお話いただきますようお願いいたします。発言を正確に記録するために、必ずマイクで御発言をお願いできればと思います。挙手いただければマイクを渡しに行きますので、お願いいたします。

続きまして、傍聴の方に御案内いたします。傍聴される方には、録音、撮影は御遠慮いただいております。また、公開することにより協議の妨げになると副会長が判断した場合は非公開とすることができる規定になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【馬場副会長】** それでは、本日の最初の議題、東京自立支援センター様の登録の更新について、事務局からお願いいたします。

**【事務局】** NPO法人東京自立支援センターさんの更新申請につきまして。まず、更新の期限が令和4年8月11日に福祉有償運送の登録期間が満了となります。更新に必要な資料の提出を受けまして、事務局において7月20日に事前に調査済みでございます。前回の更新以降、報告義務に当たります運行中の事故ですとかトラブルといったものはございません。

変更内容について、説明をいたします。資料1の確認表というものを御覧ください。A4判の資料になります。こちらについてですけれども、変更がある箇所につきまして説明を

していきます。まず、1番の運送主体、こちらの住所が泉から富士見台の事務所に変更になっております。下の事務所につきましても、泉から富士見台に変更になっております。こちら、今回の更新と一緒に住所変更という形で申請を出す予定となっております。

4番の使用車両につきましても、以前は2台だったものが4台になっておりまして、こちらについても、今回の更新に合わせて運輸局に届出をする形になっております。運転者につきましても、3名から8名という形に変更になっております。

次は7番、運送対象というところで、こちらが令和2年12月の法改正に当たりまして、運送対象のイ、ロ、ハ、ニだった部分がイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トまで増えました。その形で区分が細かくなっておりますので、その変更につきましても今回の了承事項になっております。

8番の運送の内訳ですけれども、こちら、自立支援センターさんに登録いただいている登録者数がかなり増えているところを受けまして、こちらも変更になっております。

9番の損害賠償措置、こちらにつきましても、車両が増えたことにつきまして、2台から4台という形になっております。

続きまして、事前に確認させていただきました事前調査の内容についてお知らせいたします。7月20日、おとといになるんですけれども、午後3時から事業所に私と隣の山本でお伺いさせていただきまして、車両のチェックをさせていただき、特に掲示物等、問題になる箇所はございませんでした。

以上です。

**【馬場副会長】** ありがとうございます。資料を拝見して、特に問題はないかと思われるかもしれませんが、何か御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、協議会として東京自立支援センター様の登録更新を承認したいと思います。近日中に事務局より合意証が発行されますので、その他の必要書類を取りまとめて、速やかに運輸支局に提出の上、手続をお願いいたします。

では、引き続き事務局、お願いいたします。

**【事務局】** ただいまの運輸支局の申請につきましても8月11日までとなりますので、それまでに申請をお願いいたします。

続きまして、次第のほうで、(2)のさくら会登録内容変更事項についてというところになります。福祉有償運送の利用要件が、先ほど申し上げましたイ、ロ、ハ、ニから7区分になったことを受けて、届出事項ではなくて、この運営協議会で承認が必要ということ

になります。くにたち・あゆみと自立支援センターさんは登録更新の中で承認をいただいておりますけれども、更新時期が来年になるくにたちさくら会の登録内容変更について説明いたします。

現在、利用登録されている190名の様態を分類した資料、確認表の8番、これにより対象内訳というところになるんですけども、6区分において利用者が登録されておりますので、登録変更の承認をいただきたいと思います。

**【馬場副会長】** 現に6区分において利用者がおられるということでございまして、協議会としても引き続き運行に当たっていただくよう承認したいと思います。承認の上、後日、事務局より合意証が交付されますので、必要書類に添付して、速やかに運輸支局に提出の上、手続をしてください。よろしいでしょうか。

では、引き続き事務局、お願いいたします。

**【事務局】** では、続きまして、(3)の国立あおやぎ会さんの新規登録に移らせていただきたいと思います。令和4年5月25日に国立あおやぎ会さんに福祉有償運送事業の開始の意向があるということでお話しをいただきました。新規登録に必要な資料の調整等と並行して、事務局において7月4日に現地調査を実施しております。現地調査ですとか確認表の説明をさせていただきます。

資料3を御覧いただければと思います。まず、運営主体につきましては、医療法人社団国立あおやぎ会さんです。所在地につきましては、青柳三丁目5の1番、代表者の方は大富眞吾さんという方になっております。事務所といたしましても同上という形になっております。2番は省略させていただきます。

旅客から収受する対価という形になりまして、こちらはほかの法人さんと同じく、市内・市内だと500円、市内から市外で6キロ圏内は800円、市内から市外へ移動される方につきましては、キロ数に応じて163円頂くという形になっております。4番の使用車両につきましては、車椅子車が9台のセダン車が3台という形で、全部で12台という形になっております。

5番の運転者につきましては、運転者4名が登録という形を取っております。6番の輸送の安全及び旅客の利便の確保という形で、運行管理責任者は浦和さんという方になっております。こちら、車両数が5台を超えているということで置いていただいている形になっております。運送の対象といたしましては、イ、ニ、ホ、へという形で、身体障害者の方と要介護、要支援の方と介護法に認定されている方になっております。8番の運送の

内訳という形、2名になっているんですけども、この2名の方で上の運送対象の要件を満たしている形になっております。9番の損害賠償の措置といたしましては、12台全部、対人・対物無制限という形になっております。

続きまして、新規についての事前調査という形で、7月4日1時30分に、私と隣の山本であおやぎ会さんを訪問させていただいて、確認をさせていただきました。以下の結果となるんですけども、まず運輸局に申請をして、登録証ですとか登録番号が出ないと作成ができない部分はかなりありますのと、実際の運行開始が10月1日ということでまだ先であるので、今後用意してもらうように事務局と調整していく状態になっております。なので、まず、その他の確認事項というところにチェックはつけさせていただいているんですけども、まず、この形で申請いただいて、その後、事務局と一緒に書類の掲示物ですとかの調整を行っていきたいと思っております。

あと、あおやぎ会さんと幹福社会さんの新規登録の経緯なんですが、現行の3法人だけでは利用のニーズに供給が追いつかなくなると考えまして、市内で複数の車両を有する法人を対象に、事務局側から積極的に福祉有償運送の事業の提案を行ってきました。中でも、記載した2法人様がともに事務局の要請に快諾いただきまして、このたび、新規登録の申請を申し出てくれました。幹福社会さんも含めまして、両法人ともに国立市内で長年福祉事業を行っておりまして、運送の実績も豊富でございます。両法人ともに本業の安定した経営基盤がありまして、あくまで本業優先の上、可能な範囲内で社会貢献活動として今回の要請を受け入れてくださいました。現在、既存の3法人とともに、新規の登録は一旦停止中の状況にあるんですけども、新たな運行法人の加入は利用者にとっても選択肢が広がるとともに、既存の法人に係る負担軽減になるとも考えています。車両運行数も、国立あおやぎ会さんで12台、幹福社会さんで7台という形で予定しておりまして、現時点で全ての車両が同時に稼働できるという体制が整っているわけではないんですけども、当面の需要に供給が追いつけるのではないかと期待しております。高まる利用ニーズにお応えするために、新たな支え手の補充が急務になることから、御承認いただきたいと考えております。

**【馬場副会長】** これは幹福社会さんも含めて今承認ということ……。

**【事務局】** 幹福社会さんも、確認事項で先に説明をさせていただきます。

それでは、議題の4番です。幹福社会さんの登録内容の確認をさせていただきます。資料4を御覧ください。まず、運送主体につきまして、社会福祉法人幹福社会さん、所在地

につきましては、立川市錦町3-1-29サンハイム立川の1階です。理事長は野口俊彦様となっております。事務所につきましても同上となっております。旅客から収受する対価につきましても、先ほどのあおやぎ会さんと既存の3団体さんと同じ形になっております。

使用する車両につきましては、車椅子車3台、兼用車2台、回転シート車が1台とセダン車が1台、合計で7台となっております。運転者につきましては20人という形で、この中から数名が国立市の運送に当たられる形になっております。運送の安全及び旅客の利便性の確保といたしまして、ここにいらっしゃる経塚さんに安全運転管理者という形で登録していただいております。運送の対象といたしましては、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、トという形で、へがない状態、こちらが6項目で申請をいただいております。運送の内訳といたしましては、この6項目に該当します6名が名簿として記載されておりました。

損害賠償措置といたしましても、7台ある車両全てが対人・対物無制限という形で確認しております。11番の確認事項といたしましても、幹福社会さんでもまだ登録内容が申請が通っていない状態なので、そちらの登録内容が通った段階で、事務局とともに書類の掲示ですとか、そういったものの調整を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

**【馬場副会長】** ありがとうございます。本日は、両法人の御担当していただいている方にも出席していただいております。何か質問等ございましたらお願いいたします。

山勢委員。今、マイクをお持ちしますので、少々お待ちください。

**【山勢委員】** くにたちさくら会の山勢といいます。今回、この2法人の名前というのは、今日の今日まで明かされてなかったのは何か意図があるのでしょうか。いきなり認めてくださいと言われても意味が分からないんですけど、明確に説明をお願いします。

**【馬場副会長】** 事務局、お願いします。

**【事務局】** 具体的に名前が明かされてなかったというよりも、この運営協議会に対して、登録を行うので開催をお願いしますという申請自体が、皆様に通知を送った後に提出されたという形になりますので、それを受けて今回、この運営協議会で名前を公表したという形になっております。

**【山勢委員】** 速やかに判明した時点で連絡があれば、こちらも考え方があるんですけど、今日いきなりこれをやってくださいとか何かと言われても、この場での私の反応としては、個人としても代表としても、これを認めるわけにはいかないと思っております。また、

次回持ち越ししましょう、これは。

【事務局】 次回持ち越しになりますと、かなりスケジュールもずれてきますので、最終的には、皆様の過半数以上で決議をいただきたいと考えております。

【山勢委員】 今日、後藤先生もおられない中、合意するわけにはいかないのですが、仮に合意されてもこの文書は残ると思いますので、さくら会としても市民としてもこれは合意はできません。

【馬場副会長】 ただいま、山勢委員から合意はできないということでしたけれども、こちらの協議会の設置要綱上は、この協議会自体が委員さんの過半数の出席で成立しているということ、それから、決を採る場合は参加した委員の過半数で決が採れるということでございますので、年間のスケジュールというところもございますから、今回、この協議会の中で決をとるか私のほうで判断いたします。山勢委員からは合意はできないということでしたけれども、ほかに御意見のある委員さん、いらっしゃいましたらお願いいたします。

【大和田委員】 タクシーの労働者代表なんですけど、今日、新しい申請が2件出たということなんですけど、国立市で福祉有償の車両だとか利用者の数とか、これからの見通しみたいところが数字として出てないんですけど、利用者数が現状何名ぐらいいられるのか、それと、今稼働されている福祉有償の車両数でどうなのか、あとこれが何年後にどのぐらい増えてくる、そういう数字が出てないような気がします。この間の多摩の福祉有償のやったんですけども、ある市で、利用者の数とかこれからの見通しを見ると、やっぱり今の数では足りないというのが出てきたんですけど、そういうことをきちんと出されたほうが納得できるのかなとは思ってますけど。

以上です。

【馬場副会長】 事務局では、そういった見込み等の数値は今現在は把握していないということよろしいでしょうか。

【事務局】 将来的な見込みとしては、正確な数字で何台が必要であるとか、あとは、何法人これから必要になってくるというところの見通しはないんですけども、実際に運行法人さんの既存の3団体様で、今、新規の受入れをストップしている状態にありまして、正直、ストップしている状況がもう手が回らないという状況になっています。なので、新たな法人さんを追加することで、新たな需要に対しての供給を満たせるかと考えておりまして、資料として出していなかったんですけども、利用の運行件数といたしましては、令

和2年度から比べましても2倍ぐらいになっている状況でして、利用登録者も日に日に増えている状態ではあります。なので、かなりせば詰まっているというか、登録をしなければ新たな方が申請できない状況です。

【馬場副会長】 ただいま、事務局からそういった現状の説明はございましたが、大和田委員はそれでよろしいでしょうか。

【大和田委員】 正直、数字とか基本的なところが分からないものですから、こちらでそれでいいのかどうかは分からないんですけど、タクシーだと多分、タクシーは利用実績だとか、そういうのをずっと出しているんですけど、前回の多摩のほうでも出てなかったんですね、申請団体でも。実績が出てないのに運賃改定するとか新しい事業者を認めていくとかということになると、そこはこちらとしては分からないところなんです。確かに利用者の数が増えてくるというのはこちらでも理解できるんですけど、それが福祉有償だけじゃなくてタクシー事業でもできるんじゃないかという部分もありますので、そこをもう少し、できれば実績報告された中でやったほうが、こちらとしても理解はできるのかなと思っています。そういうことです。

【山勢委員】 もう一個いいですか。

【馬場副会長】 山勢委員、お願いします。

【山勢委員】 今、大和田委員が言われたことに準ずるんですけど、皆さん、ここにいらっしゃる方は御存じだと思いますけど、ここ数日、急激にコロナが増えてきています。はっきり後で部署を言ってくださいと言われれば部署を言いますけど、国立市役所の中でも、まだ会員になっていない人を、コロナで発熱しているけど運んでくれないかという話も出てきているみたいです。この現状のときに新しい団体云々ではなくて、銀星交通さんもおられることですので、国立市の既存の団体でどうか方向を変えていくような建設的な会議だったら私もいいと思いますけど、意味の分からない、いきなり今日、2団体増やしてくださいというのはちょっと強引過ぎるのではないかと思って私は発言しております。

【馬場副会長】 原田委員、お願いします。

【原田委員】 銀星交通の原田でございます。今、山勢委員から話がありましたけど、あるいは大和田さんから。問題は、我々事業者、ほかの地方では、有償輸送じゃないボランティア輸送でタクシー業者がおかしくなっているところは何件かあります。ただし、今回のこれは、料金を取っても、ボランティアとは違う有償輸送なのでちょっと格が違う。そこで事業者が増えたりというのは、確かに我々もそうですけど、既存の有償輸送の方々

も不安なところだと思います。ただやっぱり共存共栄というか、すみ分けというか、まだここに出てないボランティアの輸送を手がけている方も何名かいます。こういう会議には出てきていませんけど。それというのは、別にお金取っていませんし、隣のおじちゃん、ガソリン代払うから行ってくださいみたいな。ただし、今回のこのあれというのは今までもいろいろとやってきた結果、ここまで努力を重ねてきた結果、こういう形で、山勢さんが思っているのは僕は十分分かります。

我々事業者も、実は、今回提出された自立支援センターとさくら会さん、やっぱり利用者が相当数増えているわけですよ。私に言わせると、これ自体も、実は我々事業者としては非常に不安です。新たな事業者がもっと増えるんじゃないか。でも、そこは今、大和田さんがおっしゃったように、実際の実数、障害をお持ちの方以上に介護支援とか介護関係でお世話になる方が爆発的に増えているし、また申請もしてない方が結構います。だから、やっぱり今後のことを考えれば、これからもこういう事業者を増やさなきゃいけないような流れですね。2050年に向けて、65歳が40%って言っていましたが、40%を超えるような勢いで高齢者が増えている。だから、そこに介護支援とか必要な方々も増えてくるので、今この実態、登録されている人数を見ると、新規の2事業者は大した人数ではありませんけど、自立支援さんやさくら会さんのように、2年後は200人、300人になっている可能性もあるんですよ。そうすると、そこでどうやって共存共栄していくかというのが、実は山勢さんだけの問題じゃなくて、我々事業者、みんな同じ気持ちです。

ただ、やはりそこに、気持ちは分かるんですけど、もう少し福祉に対するの同意というか、確かに後藤先生も今日いらっやいませんし、あれですけど、多数決でやっていいのかどうか分かりませんが、これは法律的に決まっていますので、そこについてはもしかしたら強引かもしれませんが、私たちも従わざるを得ない。ただ私は、山勢さんと同じように、もし反対か賛成かと言うのであれば、国立市民としては賛成です。2事業者、あるいは、次に3事業者、4事業者。なぜかといったら、利用者が選べることと潤沢な移動手段を持つことが国立市民の財産なので、幹さん含め、あおやぎ会さん含め、僕はもちろん山勢さんももっと頑張っていけるような助成や何かも含めて、そういうところが目標というか、我々、前向きに。事業者の共存共栄じゃなくて、利用者をやはり主に考えた。なおかつ、自治体はそういう事業者を何とかカバーしていただけるような方策も今後取ってもらえるのであれば、なお賛成です。

以上でございます。

【馬場副会長】 原田委員、ありがとうございます。事務局にお伺いしたいんですけども、今、大和田委員からもございました、現状と今後の見込み数等は今後示していくことは可能ですか。

【事務局】 現状としましては、周知活動ですとか新規の申込みをストップにしている状況ですので、これをいち早く再開するために、新規法人の登録は非常にありがたいと思っております。今、一橋大学の、先ほどお名前が出ました後藤先生と一緒に福祉有償運送の需要調査をかけておりまして、これ、何年か前からやっているんですけども、現状で実際の潜在的な需要という部分に関しましては、福祉有償運送の車両が足りないと出ておりまして、今後、将来的にどれぐらい必要になってくるのかというところを8月以降、詰めていきたいと思いますので、そちらの数字は今すぐには出ないんですけども、今後そういった調査を含めてやっていきたいと考えています。

【馬場副会長】 今、事務局でも、現状の分析と将来に向けての見込みを何とか出していこうというところも取り組んでいるところでございますし、また、先ほど説明がありましたように、現状で新規募集を止めているといった状況もあるということですので、山勢委員、大和田委員のおっしゃることも理にかなっているとは思いますが、できるだけ早く市民の方向けに福祉有償運送の体制を整えていきたいということもございますので、今日の協議会で承認の手続きを取らせていただきたいと思います。

【山勢委員】 じゃ、もう一つ。これは谷口さんのところが運転講習認定団体なので、毎回毎回私がお願いします、お願いしますと言っているのと、谷口さんのところは1日で講習をやっただけというメリットがあるんですが、今後、直近で運転講習会をやられる可能性はあるんですか。

【谷口委員】 今、山勢委員からの質問に対してなんですけれども、うちの法人ではそういった認定講習をやっているんですけども、次回の予定は立てておりません。そのほかに全国移動ネットとかも1日講習をやっておりますが、全国移動ネットであれば2か月に1回ペースで実施しています。あと、東京ハンディキャブ連絡会、これは2日間講習になっているので受ける方の負担も大きいかとは思いますが、毎月やっております。そんなところです。

【山勢委員】 これは、ほかの団体もそうだと思うんですけど、講習を受ける人間の一番の負担は金額と日数と運転講習の講習地なんですよ。私自体は今回、いろんなほかの、東京都内の団体にも確認したんですけど、現状では、関東運輸局にも当然確認しています

けど、みなしで、次回の登録のときまでに受ければ大丈夫というのを受けているんですけど、どういうふうに考えられるのかということ、全く受ける気がなくて運転をしているのではなくて、きちんと今度受ける気があると、それでもって国立市で受けられるのであれば現状でやりたいというボランティアが、今、うちの団体で4人おります。この4人を導入することによれば全然違ってくると思うんですけど、全然できないようなくくりになってしまっているのが問題ではないのでしょうか。団体がドライバーを増やせば、その分供給はできます。運転に対しての供給です。需要が大き過ぎるって言われておりますけど、需要は確かに増えています。ただ、この需要も、前回言ったように、本来ならば介護保険の4、5というのは介護タクシーがやるべきことであって、私たちのところに持ってこられても甚だ見当違いというところがあるんですよ。そこら辺のすみ分け、大和田委員が言われたように、これから先どういう需要があるのか。車椅子なのか、身体なのか、知的なのか、いろんな部分での組合せによって、それを今度は避けていくことができると思うんです、回避する。それと介護予防、介護抑止で前から言っていますけど、支援の方を最初から支援しておけば介護までいかない利点はあると思うんですけど、市役所的には介護までいかない利点はあると思われているんですか、ないと思われているんですか、そこもお伺いしたいところです。

【馬場副会長】 今、できないと言っていたのは、講習が市内でできないという話でよろしいでしょうか。

【山勢委員】 違う、違う。市内もだけど、期限内にというのはできない。

【馬場副会長】 じゃ、期間としての中で……。

【山勢委員】 私が一応確認したのは世田谷の団体ですけど、山勢さんが何月何日に何名やるというのが分かれば、出張してから講習会をすることはやぶさかではないと。ただ、そのときというのは、各個人都合がありますから、そのとき、仮に国立でやってもできない人も出てくるわけですよ。だから、そういうときにどうするのかと。みなしでやっておいて、きちんと次の更新のときに、今度はドライバーとして登録できればよろしいのではないか。確かにこれはボランティアですから、タクシー事業者さんみたいに二種免許を持っておかなきゃいかんということはないはずですよ。それこそ、僕はみなしで、私もこの頃、二種免許の世界から遠ざかりましたけど、1週間か何かずっと運転、あれは講習ですからお金は取られているんですか。

【原田委員】 お金取られています。

【山勢委員】 取られている。でも、その代わり、横にはちゃんと二種免許を持った人が乗っているわけでしょう。くにたちさくら会とか、ほかの福祉有償でそこまでというのは、これは普通免許を持つとって、そんなにべらぼうな運転する人以外は問題はないと思うんですけど。確かにうちでも1回は、1人乗った方が講習を受けて、利用者に乗ったにもかかわらず、あまりにも運転がひどいと、利用者から苦情が出たから、この人はお断りしたというのが1人います。そういう部分も含めて、その前でのテスト期間とかなんかもいい部分でもあるので、これは、みなしは認めていただければ、それこそもっと自立支援さんもあゆみさんも広がるのではないですか。1回やってみて、それで今度、これはやれるというんだったらば。これはドライバー確保に対しても非常に優位な点だと思いますが。

【馬場副会長】 事務局、今の山勢委員の質問に対してどうでしょう。

【事務局】 福祉有償運送の運行をするに当たって、福祉有償の講習会を受けずに、みなしで運転ができないかということだと思うんですけども、それは正直、運営協議会で判断できる内容ではないので。

【山勢委員】 いやいや、よその、今度は世田谷とか杉並の運協の中ではそれを認められとるという話を聞いておりますが。

【事務局】 それは運輸支局に確認いただいてよろしいでしょうか。

【山勢委員】 はい。運輸支局に確認しました。

【事務局】 それでオーケーということですか。

【山勢委員】 はい。

【事務局】 みなしで……。

【山勢委員】 通常、この状態で、このコロナ禍で、今、運転講習というのはそう簡単にはできないということは運輸支局も認めています。大体今日、この会議ができること自体が私にしてみれば、コロナの中で何でわざわざ今せんといかんのところはありません。よっぽど急いで決定をされたいのかなとか、そういう疑念な点もいっぱいあるので、ここでははっきり言わなきゃいけないと思って出てきました。

【事務局】 先ほど、山勢委員がおっしゃった運輸支局がオーケーを出したというところを含めても、こちらで運輸支局に確認をして、それでまた通知を出します、みなしでも大丈夫なのかどうかということにつきましては。それは本日中にはお答えは出ないかもしれませんが、確認をいたします。

【馬場副会長】 もしみなしでできるということであると、提供体制にもかなり変わりが出てきちゃうと思うんですけど、そこら辺については事務局ではまだ考えは持っていないということでもよろしいでしょうか。

【事務局】 考え、持っていないです。運転免許を持っているからといって、それだけでみなしでお客さんを運ぶということ自体が正直かなり危険だと思いますので、そこは運輸支局にきちんと確認を取ってからにしたいと思います。

【馬場副会長】 事務局からは、現状ではすぐは認められないという回答のようでございます。先ほどから申し上げていますとおり、現状、そういった形ですので、すぐに今ある既存の団体の輸送力がアップするかどうかというところはまだ、今のところ、確定しているわけではございませんので、今回新規で出してきたいただいている2団体についての承認をするかどうかの決は今日させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

両法人の承認につきまして、山勢委員からは反対ということではっきりとした意見はいただきませんでしたけれども、ほかの委員の方で、この承認について反対意見等がある方、もしいらっしゃいましたらいただきたいんですが、いかがでしょうか。

反対の御意見がないということで、今回、両法人の新規登録については、運営協議会として承認したいと思います。

次の議題について、事務局よりお願いいたします。

【事務局】 続きましての議題といたしまして、前回会議の中で運輸支局より車両点検及び点呼について御指摘いただきまして、交通系の運行管理者資格を持った道路交通課の職員でお配りしております運転前点検表ですとか、あとは点呼結果表のひな形を作成しました。その中で、5月12日、ここの会議とは別で開催しました事業者連絡会の場で運行法人にひな形を渡して、対応していただきたいとお伝えしました。その中で、道路運送車両法第48条にある福祉有償運送に使用する車両の点検間隔は6か月と規定があるんです。そこで、かなりコスト面では現実的ではないんじゃないかという声をいただきましたので、本日、運輸支局のカDOI様に直接お話しいただこうと思ったんですけども、業務の都合で本日欠席されるということで、電話で確認したところ、年2回の法定点検を、努力義務ではなくて、乗車距離、運行頻度に関わらず行ってくださいという回答がありました。

この件については、直接うちも確認は取ったんですけども、運輸支局のほうが何か疑義がありましたらお答えしますとおっしゃっておいりましたので、何か疑問ですとかちょっと多過ぎるんじゃないかという点がありましたら、運輸支局にお伝えいただければと思いま

す。

以上です。

【馬場副会長】 では、次の議題について、次、あれですかね。(6)の福祉車両／セダン型というやつですかね。事務局、お願いいたします。

【事務局】 では、資料の6番、7番を御覧いただければと思います。前回の会議の中で、福祉車両とセダン型車両の割合を市はどう考えているのかというお問い合わせが山勢委員からございました。回答といたしまして、資料の6番と7番を御用意いたしました。前回の会議を受けまして、2か月間、運行法人の方々に協力をいただきまして、福祉車両と、福祉車両でないと移送ができない運行が全運行の中でどれぐらいあるのかというところを実際に調査していただきました。全運行の中で福祉車両でないと移送ができない運行というのが、資料6にあります29.6%という結果になっております。一方、車両数、資料7につきましては、本日承諾をいただきました2法人を加えますと、福祉有償運送の車両数が34台、うち福祉車両が25台、こちらが73.5%になります。また、福祉車両といたしまして、介護タクシーですとかそういったところまで広げますと、福祉車両数は73台ありまして、その中で福祉車両でないと運べないという車両につきましては、64台の87.6%となっております。

事務局として、こちらの数字で今後課題となるのは、車両数ですとか福祉車両がどれぐらいあるのかということではなくて、人員ではないかと考えております。ここで言うドライバー不足というのは、職業ドライバーとはちょっと異なって、福祉的なマインドを持ったボランティア的な人材でありまして、この問題解決の特効薬はない状況になっているかと思っておりますので、粘り強くボランティア活動の広報を重ねるですとか、あとは御活躍いただいているドライバーさんの輪を広げていただく等、新たな人材の掘り起こしを試行錯誤していくしかないと考えていますので、今度の9月5日号の市報に、そういったボランティア募集の記事を掲載していきたいと、今検討中でございます。

【馬場副会長】 よろしいでしょうか。今の福祉車両等の件につきまして事務局から報告があったんですけども、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。

【谷口委員】 よろしいでしょうか。

【馬場副会長】 少々お待ちください。今、マイクをお持ちします。谷口委員。

【谷口委員】 資料の6、7ではないんですが、資料5のところになるんですけども、「安全運行のために」というところで、(2)で運行前点呼、運行後点呼のところ、括

弧書きで、「2022年10月からはアルコール検知器を使用」ということで記されていますけれども、先日、警視庁から、これについては、白ナンバーに関しては延期するというような話が出ていたかと思えますけれども、こちらは延期が取れてからの実施ということによろしいですか。

【馬場副会長】 事務局。

【事務局】 こちらで情報更新が遅れていまして掲載していなかったんですが、基本的に白ナンバーであれば延期後で構わないと思いますが、ただ、できれば準じてやっていただければとお願いを申し上げます。

【馬場副会長】 ほかに意見等ございますでしょうか。

山勢委員。今、マイクをお持ちします。

【山勢委員】 これは大和田委員と原田委員にお聞きしたいんですけど、ここで、今さっき承認を得た団体がもう既に団体の中に入って、いかにも数字のようになっています。それと、変な話、谷口さんのところは、既に福祉有償運送をされているので信用に値するところがあるんですけど、この数字が本当にどう機能するのかというのが疑問なわけなんですけど、全く今度やってない、何度も言いますけど、今の幹福社会さんまでは実績は出てくるんですけど、出てきてない数字まで入れての結果をこういうふうにつづっていくこと自体が私は腑に落ちないんですけど、これはいかが思われますか。それと、タクシー事業者さんたちが行っている点検という頻度で、これは負担になるのかならないかというのをお聞かせいただきたい。

【原田委員】 これは今改めて見て、ここに数字を入れるのは、確かにこれはおかしかったですね。それは同意見です。それと、先ほどからの話と重複するかもしれませんが、点検というのはやっぱり負担は負担です。うちの場合は、毎月やっています。法令は3か月に1回が我々事業者なんですけど、毎月やっています。それを今回、山勢さんのところは年に2回、6か月ごとということですよ。でも、それも実は自分でできるやつと、ちゃんとした整備士にお金を払ってやるやつと。そうすると、この場合は多分、ちゃんとした整備事業者、資格を持っている人にやってもらわないと、ということはそこにお金が発生しますので、そこはやはり。ただ、安全ということに対しての担保ですよ。同じように走るようであれば、6か月でも足りないとは思いません。そういう点では、今回、点検の用紙がありましたけど、日々、そういう点検は個人でできるので、ここは大事なところだなと、確実にやるという。だから、それを確実にやっていたら、我々みたいに3か月

とか1か月は必要ないと思います。やっぱり負担でしょうね。それはもうそうだと思います。

【山勢委員】 原田さんのところは、点検整備士を持っている方がいると思うんですけど。

【原田委員】 2級と3級と3人いますね。

【山勢委員】 当然、法定点検で運輸支局に出すやつというのは、きちんとした資格を持っている方がやったという印鑑があるやつを出されているんですよ。

【原田委員】 必ず資格を持っている者がやらなきゃいけない部分はあるんですよ。例えば、ブレーキライニングとかパット交換とか、そういうところをやったものはちゃんとその者の名前を書いて。

【山勢委員】 通常であれば、例えばトヨタでもそうですけど、2級整備士、3級整備士がいますけど、トヨタというのが頭にあって2級整備士とか書いてあるので、これは通用すると思うんですけど、ただ単に2級整備士の方が整備手帳に整備しましたってぼんと印鑑を押してオーケーなものなののでしょうか、法定点検として。

【原田委員】 印鑑だけ、実際に本人がやらないって……。

【山勢委員】 やってですよ。

【原田委員】 やっているなら問題ないと思います。

【山勢委員】 じゃ、個人でボランティアで見つけてきて印鑑を押してもらう、きちんと整備してもらおうというのでもオーケーでしょうか。

【原田委員】 法律的にはそれでオーケー。我々はオーケーになりませんが、そちらはオーケーになるんじゃないですか。

【山勢委員】 分かりました。そこも参考に……。

【原田委員】 ちょっとそこ、聞いてみてください。きちんとした資格を持って、その方がやっていけば、法律的には。我々はオーケーになりませんが。

【山勢委員】 当然タクシーさんは、自分の敷地内にリフトを持っていて、いろいろ点検ができるような状態になっていると思うんですよ。

【原田委員】 それは会社によって。うちや多摩さんは認証工場を持っていますが、持ってないところもあるんですよ。そういうところは外注に出した形で、正直申し上げて、あやふやなところもあるかもしれません。

【山勢委員】 私が調べたところでは、仮にうちがマイクロバスを所有した場合、オー

トボックスでオーケーだという話なんですよ、点検も全て。

【原田委員】 事業者となると、緑ナンバーでは……。

【山勢委員】 緑じゃないです。白です。

【原田委員】 白なら大丈夫でしょうね。

【馬場副会長】 大和田さん、お願いします。

【大和田委員】 私、タクシーのドライバーの代表で来ていますので、タクシーの利用者が増えていただけることが一番いいなと思っているんですけども、まずは、やはり基本的な数字が出て、これだけ足りないんだというのがあれば、そのところは素直に承認したいと思うんですけど、こういうことが、じゃ、うちうちもって出てきたときに、次は、きちんと整っていれば全て承認しなきゃいけないんだということになっていくと、私たちの目から見ると、有償輸送の団体が幾つまで増えていくんだということですよね。結果的には、料金がタクシーの2分の1ですから、圧倒的に福祉有償を使ったほうが安いじゃないかということになっちゃうと、タクシーとしても今まで、J a p a n T a x iを入れたり、いろいろ今、そういう部分では、投資をしている部分があるんですよ。J a p a n T a x iのドライバーに関してもそういう講習会があつて、車椅子で乗れるようにとか、そういう補助ができるようにということをやっていますので、そのところを見ないで、有償輸送だけに走られちゃうと、自分としては納得できないなというのは確かにあります。

基本的にはタクシーだとか、公共交通で手が届かないところを有償輸送でやってもらうということが最初の始まりだったと思うんですけども、最近はまだ有償輸送ありきで物事が進んでいるなというふうに、こういう会議に出ると思うんです。ですから、ぜひ何が足りなくてというか、何が必要なのかって、やっぱり実績、数字、そういうものをきちんと出していただいてやったほうが会議はすんなりいくんじゃないかと思うんですけど。

以上です。ぜひタクシーも利用できるような方針を打ち出していただければと思いますので、よろしくお願いします。

【馬場副会長】 大和田委員、ありがとうございます。事務局も、今後のスムーズな会議の進行のために協力をお願いいたします。

では、次回の会議の予定について事務局よりお願いいたします。

【事務局】 次回につきましては、今のところ、承認とする議案がない状況ですので、今年度、何か承認事項等がございましたら開催する形になると思います。今のところ、未定の状態です。

【馬場副会長】 ありがとうございます。以上で本日の議題は全て終了しました。これを持ちまして、令和4年度第2回の運営協議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

【原田委員】 坂本さんの意見を聞きたかったんだ。

【事務局】 そうしましたら、今回、この会議自体が3期目に当たりまして、6年目に当たるんです。それで、市民委員さんの入替えという形で、坂本委員がもしかしたら本日最後になるかもしれないということなので、一言いただければ。

【坂本委員】 じゃ、最後の。

【原田委員】 ぜひ聞きたかったんです。

【坂本委員】 ありがとうございます。2点ありまして、いろいろ皆さん方の会話を聞いていて、1つはコミュニケーションの問題がありますね。行政の方も国立市の方も大変だと思うんですけど、大体の需給バランスのイメージというのが、分かりませんというのは、きちんとした数字は言えませんという意味の分かりませんということだと思うんですけど、日本のお役人たちは真面目ですから。だけど、ラフなイメージ。私なんかずっと民間しか……、ラフな需給バランスのイメージは持っておかないと、何をやるにも間違えますよね。だから、ラフなイメージ。それから、時系列的な、5年後、10年後の需給バランスのイメージ、これが一つ大事だと思いますね。

それから、もう一つのポイントにある、私は今一番関心があるのは、日本の運輸業者、私はパッセンジャーというか、タクシーのほうは全然素人なんですけれども、化学品の商売をしておりますので、タンクローリーの問題がありまして、タンクローリーとアイスコンテナというのがあって、アイスコンテナというのは国際物流でやるんですけど、運転手がないんです。タンクローリーとか車は、お金を出せば何ぼでもあるし、日本の車は優秀ですから、お金さえ出せば固定費で償却していけばいいわけですけど、この業界で問題なのは運転手がない。僕は一番こういうあれで興味があるのは、タクシー会社さんが、特に国立市だったら銀星さんとか多摩交通さんもそうなんですけど、かなり赤字だという話を大分前にお伺いして、ああ、そうなんだな、やっぱり大変なんだなと。そこで、こういう福祉輸送のような福祉の感覚が大事ですよ。そういうところが出てきて、余計大変になっていると。そこで、こういう福祉の関連で行政が出てきて、私は発想はいいと思うんですけども、なかなか難しいですよ。

民間の会社の経営ではどのぐらい赤字かというのは大事で、私も会社を経営しているん

ですけれども、かなりの赤字だったらもうもたなくなっちゃうんです、倒産しちゃいますから。だから、そこそこ生き延びるぐらいの赤字かなというイメージを持って、決算書を拝見する立場でもないですけど、そういうふう思うんですけど、やっぱり日本のタクシー会社が生き延びていくような施策というか、行政も含めてそういうことが大事だと思います。

福祉有償輸送からちょっと外れますけども、こういう観点は、やっぱり行政は、国もそうですけど、大事だと思います。行政というのは、しょせん税金であれしているわけですから、民間が減びていくと税金も取れなくなっちゃうし、その辺が非常に難しいと思いますね。その辺が非常に、私も最後になるかもしれないけど、要望としては、その辺のところ、難しいんだと思うけど、やっぱり最終的にはコミュニケーションだと思いますよ。

山勢さんも急に何だということで、私もそのポイントは正しいと思います。急に何だというのは、事前にちょっと電話しておくとか、携帯だっていいわけですから、みんな、知らないわけじゃないでしょ。これ、皆さんずっとやっているわけでしょ、同じようなメンバーで。

【山勢委員】 みんな、知らなかったと思いますよ。

【坂本委員】 だから、ちょっとコミュニケーションが足りないと思いますね。コミュニケーションというのは、やっぱり個々人の努力だと思いますよね。ミスはみんなあるんですけれども、やっぱりそういう努力ですよ。努力とかマインド、気持ち。そういうのを持ちながらやっていけば、日本というのはこういう国ですから、私なんか、ずっと海外で育ったものですから、日本というのは非常にいい国だなと思いますけれども、そういうマインドを持ってやっていただければ、もう少しうまくいくんじゃないかなと思いますので、私も、もう早いもので、市民のあれとしては任期になるということで、多分これが最後になると思いますけど、今回、こういうお役所の組織の会議に出させていただくのは初めての経験なのでいい経験になりました、やっぱり難しいですよ、こういうのは。非常に難しいと思います。民間だったら、売上げがどうで利益がどうで、ビジネスになる、その1点に集中して、もう少し短期間に結論を出していきますけれども、こういうのはやっぱり難しいと思いますけど、御苦勞がいろいろ皆さんあると思いますけど、引き続きコミュニケーションをよくしていただいて、御努力いただいて、いい形になるように頑張ってくださいと思います。

【原田委員】 ありがとうございます。

【坂本委員】 短期間、どうもありがとうございました。

以上です。

【原田委員】 またほかで出てきてください。

【坂本委員】 ありがとうございます。一応、国立市の市民でその辺に住んでいますので、お目にかかることもあるかもしれません。どうもありがとうございました。

【馬場副会長】 ありがとうございました。

— 了 —